

# 公益社団法人埼玉県農林公社農地中間管理事業実施規程

## 第1章 総 則

### (事業実施の基本方針)

第1条 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第4条に基づき、埼玉県（以下「県」という。）における農地中間管理機構として県知事の指定を受けた、公益社団法人埼玉県農林公社（以下「公社」という。）は、法第3条に基づき県が策定する農地中間管理事業の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に即して、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業（法第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）を行うものとする。

### (事業実施区域)

第2条 農地中間管理事業の実施区域は、県における都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。）を除く区域とする。

### (事業対象農用地等)

第3条 農地中間管理事業の対象地は、次に掲げるもの（以下「農用地等」という。）とする。

- (1) 農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）及び農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの（以下「農用地」という。）
- (2) 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（以下「混牧林地」という。）
- (3) 以下に掲げる農業用施設の用に供される土地
  - ア 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設
  - イ 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調整施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、乾燥、調整、貯蔵、出荷、加工処理又は販売の用に供する施設
  - ウ たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は

保管を除く。)の用に供する施設

エ 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設

2 前号に掲げる農業用施設の用に供される土地について実施する農地中間管理事業は、農用地につき実施する当該事業と併せ行う場合に限るものとする。

(事業実施に当たっての調整等)

第4条 公社は、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の策定主体である市町村、目標地図（基盤法第19条第3項の地図をいう。以下同じ。）の素案の作成を行う農業委員会、加えて、農業協同組合、土地改良区等との連携を密にして、地域計画の実現に向けて、一体的に業務を推進するものとする。

2 公社は、地域コーディネーターを地域別に配置し、市町村が地域計画を策定する際には、農業者等の協議の場（基盤法第18条第1項の協議の場をいう。）に積極的に参加するとともに、地域計画の策定に向けて、市町村及び農業委員会への積極的な協力を行うものとする。

3 公社は、法第19条の規定による市町村等の協力及び法第18条第11項の規定による農業委員会からの要請（以下「農業委員会の要請」という。）を活用しつつ、地域コーディネーターによる現場での調整活動を積極的に行い、農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）を作成するものとする。

(業務の委託)

第5条 公社は、農地中間管理権（法第2条第5項に規定する「農地中間管理権」をいう。以下同じ。）の取得の決定等を除き、賃料の収受・支払、未収賃料の回収、畦畔・法面の修繕、管理耕作、研修事業の業務、利用条件改善の業務、データ管理等の業務について、必要に応じて市町村、市町村公社、農業協同組合、土地改良区等の同意を得た上で業務委託を行うものとする。

2 公社は、農地中間管理事業に係る業務のうち委託しようとする業務を適切かつ確実に実施することができる者であるかどうか、相手方の能力・実績等を確認した上で、判断するものとする。

3 公社は、市町村以外に業務委託を行った場合には、当該委託先の名称及び住所を関係する市町村に通知し、市町村と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。

4 公社は、透明性を担保する観点から、毎年度の事業計画等において委託する業務内容を明確にするとともに、委託コストの削減に努めるものとする。

## 第2章 農地中間管理事業の実施に関する基本事項

(利用者の再設定)

第6条 公社は、地域における農用地の利用を最適な状態とする観点から、農地中間管理権を取得した農用地等の利用の再配分を適切に行うものとする。

(重点的に実施する区域)

第7条 公社は、地域計画の区域内において、農地中間管理事業を重点的に実施するものとする。

(滞留防止)

第8条 公社は、一括方式（農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を同一の促進計画で行うことをいう。）によるほか、一括方式によらない場合であっても、公社が借受希望者に可能な限り短期間で貸し付けることができる適切なタイミングで借り受けることにより、滞留期間を極力短くするものとする。

(借受希望者の確保)

第9条 公社は、借受希望者が不足している地域については、県、市町村、農業協同組合等と連携して、他地域の法人やリースで参入する意向を有する企業の誘致に努めるものとする。

(農地中間管理権を取得する農用地等の基準)

第10条 公社は、次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める基準により農地中間管理権を取得するものとする。

### (1) 地域計画の区域内の農用地等

目標地図の実現に向けて、遊休農地（所有者不明農地を含む。）を含め、積極的に農地中間管理権を取得するものとする。

ただし、当該農用地等が、目標地図において「今後検討等」とされているなど、借受希望者が明確でない場合又は1号遊休農地の黄色区分<sup>(注1)</sup>であって、土地改良事業による利用条件の改善が予定されていない場合はこの限りでない。

(注1) 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項第1号の遊休農地）のうち、草刈り等では直ちに耕作することはできず、土地改良事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要と

なる農地をいう。

(2) 地域計画の区域外の農用地等

農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があると認められる場合には、借受けを希望する者が見込まれないときを除き、農地中間管理権を取得することを検討するものとする。

2 公社は、前項にかかわらず、農用地等として利用することが著しく困難なものとして次に掲げるものについては、農地中間管理権を取得しないものとする。

(1) 農業委員会による利用状況調査（農地法第30条）において再生利用が困難と判定されている農地

(2) 用排水や接道がない狭小地や傾斜地であるなど、農用地等として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、土地改良事業等による利用条件の改善が予定されていないもの

(農地中間管理権の取得の方法)

第11条 公社は、地域計画の区域内の農用地等においては、地域計画の達成に資するよう、農業委員会等の関係機関と連携して、地域計画の区域内の農用地等の所有者等に対し、農地中間管理権の取得に向けた協議の申し入れを積極的に行うほか、農用地等の所有者等からの申出に応じて協議を行う。

この場合、農用地等の所有者等の意向を踏まえた上で、権利設定に当たっての具体的な内容（促進計画の記載事項である権利設定の始期・終期、存続期間、借賃、借賃の支払方法等）の協議を計画的に行う。

2 公社は、地域計画の区域外の農用地等において、農地中間管理権を取得する際には、農業委員会の要請又は法第19条第2項の規定による促進計画の案の提出があった場合を基本として、農用地等の所有者等との協議を行う。

3 公社は、利用意向調査（農地法第32条及び第33条）によって公社への貸付けの意向が示され、又は公社と協議すべき旨の勧告（農地法第36条）を受けた遊休農地について、遊休化の解消に向けた措置が講じられれば貸付けが行われると見込まれる場合には、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずることを促すとともに、遊休農地解消に向けた国等の予算や事業の活用と併せて農地中間管理権の裁定に係る申請（農地法37条）を検討するものとする。

4 農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

(農用地等の貸付先の決定方法)

第12条 公社は、地域計画の区域内の農用地等において、促進計画の策定によって農用地等の貸付先を決定するに当たっては、地域計画の達成に資するよう、基盤法第19条第3項の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者(以下「農業を担う者」という。)に当該農用地等を貸し付けるものとする。

また、農業を担う者以外の者に農用地等を貸し付ける必要が生じた場合、市町村が、地域計画の変更を行った上で、当該変更後の地域計画に即して促進計画を定めることを原則とし、次の(1)から(3)のいずれかを満たす場合であって、当該農業を担う者以外の者への権利の設定が「地域計画の達成に資する」ことを市町村が認めた場合においては、当該農業を担う者以外の者に農用地等を貸し付けることができるものとする。

- (1) 農業を担う者が不測の事態により営農を継続することが困難となる等、農作物の作付時期等の都合で迅速に貸付けを行う必要があり、かつ、事後的に実情に即して地域計画の変更が行われると見込まれるとき。
- (2) 不測の事態により農業を担う者に農用地等を貸し付けることが困難となったときに備えて、あらかじめ地域計画に代替者を定めている場合であって、当該代替者に農用地等を貸し付けるとき。
- (3) 農業を担う者に貸し付けるまでの間に、農業委員会その他の関係機関が認めた者に一時的に貸し付ける場合(目標地図の達成に支障を生じない場合に限る。)

2 公社は、地域計画の区域外の農用地等では、農業委員会の要請又は法第19条第2項の規定による促進計画の案の提出があった場合に、貸付けを行うことを基本とし、農業委員会又は市町村等から提出のあった促進計画の案について、次の各号に掲げる観点について十分に確認した上で、貸付先の決定を行う。

また、公社はホームページに、当該計画について利害関係人が意見を提出することができる期間及び意見提出の方法(電子メール、郵送等)を明示した上で、意見聴取を行うものとする。

- (1) 農業経営の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資するものであること。
- (2) 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の農業経営に支障を及ぼさないものであること。
- (3) 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるものであること。
- (4) 地域農業の健全な発展を旨としつつ、公平・適正に調整されたものであること。

(5) 貸付先が、インターネットやその他の方法により、市町村を区域として、当該区域に存する農用地等について借受希望を申し込んだ者であること。

(農業経営の委託を受ける農用地等の基準)

第13条 公社は、貸借を基本とした上で、やむを得ない事情により、貸借が困難であると認められる場合に農業経営の委託の協議を行うものとする。

2 公社は、農業経営の受託者（公社から農業経営等の委託を受ける者をいう。以下同じ。）が特定されている場合に限り、委託者（公社に農業経営等の委託を行う者をいう。以下同じ。）と農業経営の委託の協議を行うものとする。

3 その他の基準については、第10条に定める基準に準じるものとする。

(農業経営の受託の方法)

第14条 農業経営の受託に当たっては、あらかじめ、受託者の選定及び条件調整（促進計画の記載事項である権利設定の始期・終期・存続期間、損益の算定基準、決済の相手方、決済の方法等）を行い、調整が調ったものを取り扱うこととし、委託の一括方式（委託者から公社への委託及び公社から受託者への委託を同一の促進計画で行うことをいう。以下同じ。）により取り扱うことを原則とする。

2 農業経営の受託に係る権利の存続期間又は残存期間については、公社が委託者及び受託者と協議の上、決定することを原則とする。

3 その他の方法については、第11条（第4条を除く。）に定める方法に準じるものとする。

(農業経営の委託先の決定方法)

第15条 農業経営の委託先の決定に当たっては、第12条及び第14条に定める方法に準じるものとする。

(利用条件改善業務の実施)

第16条 法第2条第3項第5号の業務（以下「利用条件改善業務」という。）は、当該農用地等が所有者から公社に10年以上の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件改善業務ができるものとする。

(1) 当該農用地等の具体的貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望しているとき。

(2) 利用条件の改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。

2 法第2条第3項第7号の研修事業実施のために利用条件改善が必要となっ

たとき。

- 3 前項に定めるもののほか、利用条件改善業務の実施に関する事項は、公社の理事長が別に定める。

(相談又は苦情に応ずるための体制)

第17条 公社は、農地中間管理事業を行うに当たっては、相談又は苦情に応ずる窓口を公社の主たる事務所内に設置し、インターネット等を通じて周知徹底を図るものとする。

ただし、第5条により市町村等に委託して業務を行う場合については、その限りでない。

(農用地等の管理)

第18条 公社は、農用地等の貸付けを行うまでの間、当該土地等を善良なる管理者の注意をもって管理（当該農用地等を利用して行う農業経営を含む。）するものとする。

- 2 前項の管理を行うに当たっては、必要に応じ当該農用地等を利用した農業経営を実施するものとする。

### 第3章 農地中間管理事業の実施方法

#### 第1節 総則

(農用地等の借受け)

第19条 農用地等の借受けは、地域計画の達成及び貸付先の経営の安定・発展に資するよう、原則として、その存続期間又は残存期間を6年以上として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる土地の借受の存続期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 第3条第1項第3号に掲げる土地（同号アに掲げる土地を除く。）

当該土地の上に建設される施設の耐用年数及び当該施設の建築に要する時間を考慮して相当と認められる期間

- (2) 附帯施設用地 併せて借り受ける農用地の賃貸借の存続期間

- (3) 混牧林地 当該土地における混牧林地の利用の可能な期間を考慮して相当と認められる期間

- 2 農用地等を借り受けようとする場合には、当該農用地等について実地調査等を行い、借り受けることを相当と認めたときは、別に定める様式により当該農用地等の所有権を有する者と当該農用地等の賃貸借契約を締結する又は法第18条の規定による促進計画の認可・公告により賃貸借又は使用貸借の権利

を設定するものとする。

- 3 農用地等の借受けに係る貸借契約又は促進計画による権利設定においては、公社は、法第18条第7項の規定に基づき、公社の定める者に転貸する旨を規定するものとする。また、第3条第1項第3号の土地であって、現にその上に施設が存しない土地の借受けに係る賃貸借契約においては、当該土地の上に施設の建築を行うことについて、当該農用地等の所有権を有する者が承諾している旨の定めをするものとする。

#### (農用地等の貸付け)

第20条 公社が農地中間管理権を取得した農用地等は、第12条の規定に基づいて貸付けの相手方を選定し、法第18条の規定により定める促進計画によって賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）を行うものとする。

- 2 貸付けの期間は、地域計画の達成及び貸付先の経営の安定・発展に資するよう、原則として6年以上とするものとする。なお、既に十分な農用地の集約化が行われていると認められる場合には、できる限り長期の期間とするものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、貸付けの期間は、当該農地について公社が有する賃借権の設定期間又は貸付信託期間を超えることはできない。
- 4 農用地等の貸付けに係る賃貸借契約においては、民法（明治29年法律第89号）第618条の規定による解約権の留保は付さないものとする。
- 5 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、貸付先に対し書面の交付により説明を行うものとする。

#### (農作業の委託を受ける農用地等の基準)

第21条 公社は、地域計画の区域内の農用地等については、目標地図の実現に資する場合には、農作業を受託することができるものとする。

- 2 事業の効率的かつ効果的な実施の観点から、受託する農作業の種類については、「特定農作業受託<sup>(注2)</sup>」又は「基幹三作業以上の受託」を原則とする。  
(注2)「特定農作業受託」とは、基幹三作業（水稲にあつては耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては、耕起・整地、播種及び収穫、その他の農産物にあつてはこれらに準ずる農作業）の全てを受託して自ら農作業を行い、収穫物についての販売名義を有し、販売収入を農作業及び販売の受託の対価として充当する場合の作業受託のこと。

#### (農作業の受託の方法)

第22条 農作業の受託に当たっては、あらかじめ、受託者の選定及び条件調整



(促進計画の記載事項である農作業の内容、農作業の委託に係る始期・終期、契約期間、対価、支払方法等)を行い、調整が調ったものを取り扱うこととし、委託の一括方式により取り扱うことを原則とする。

- 2 対価の支払方法については、委託者及び受託者と協議の上、公社を経由しないで行うことを原則とする。
- 3 促進計画に定められた農作業の経過及び結果については、受託者が書面等により作業内容ごとに記録し、受託した農作業の一切が完了した場合には、その経過及び結果を書面等により公社に直接報告するとともに、委託者に対してもその写しを提出する。
- 4 促進計画の定めのない事項(例:品種、使用する農業用資材、除草・防除の実施時期・回数などに関する事項等)は、委託者と受託者との間で適宜取り決めることとし、公社に対してもその内容を書面等により提出する。
- 5 農作業の受託に係る契約期間については、公社が委託者及び受託者と協議の上、決定することを原則とする。

(農作業の委託を行う方法)

第23条 農作業の委託については、第12条及び第22条に定める方法に準じるものとする。

(新規就農希望者へ研修事業の実施)

第24条 公社は、農地中間管理権を取得した農用地等において、新規就農希望者(農業後継者を含む。)及び新たな分野の農業を始めようとする農業者(以下「新規就農希望者等」という。)に対する農業の技術又は経営方法を実地に習得させるための研修の事業を行うものとする。

また、研修事業を円滑に行うため必要があると認めるときは、当該研修の用に供する農用地等について、新たに農地中間管理権を取得するものとする。

- 2 研修の実施期間は、新規就農希望者等の年齢、農業の技術等の習得状況に応じおおむね2年以内とする。
- 3 研修事業は、農業経営・就農支援センター、農林振興センター農業支援部、県農業大学校、農業委員会系統組織、農業協同組合、担い手組織、地域の農業事情等に精通した農業者等と連携して行い、新規就農希望者等が農業の技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。
- 4 研修の実施に当たっては、新規就農希望者等が効率的かつ安定的な農業経営を目指し、青年等就農計画の認定を受けるよう促すものとする。
- 5 公社は、新規就農希望者等の農業の技術又は経営方法の習得状況を見極めたうえ、当該新規就農希望者等が希望する場合は、当該研修に係る農用地等の貸付けに配慮するものとする。

(契約等の解除)

第25条 公社は、その有する農地中間管理権又は農業経営等の受託に係る農用地等が次の各号のいずれかに該当するときは、県知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借、農業経営等の受託又は農作業の委託に係る契約の解除をするものとする。

ただし、地域計画の区域内においては、当該区域内の農用地等の効率的かつ総合的な利用に向けて、関係機関が連携して新たな受け手の掘り起こしを行い、必要に応じて目標地図を変更することで、受け手の確保に努めるものとする。

- (1) 農地中間管理権の取得後2年間を経過してもなお農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
- (2) 農用地等を貸付後、合意解約や使用貸借による貸付後契約者の死亡等により、解約や解除となった場合で、2年間を経過してもなお農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
- (3) 農業経営等の委託を受けてから3か月を経過してもなお当該農用地の農業経営等の委託を行うことができる見込みがないと認められるとき。
- (4) 農業経営等受託者から、委託契約の履行が困難となり、契約を解除して3か月を経過してもなお当該農用地の農業経営等の委託を行うことができる見込みがないと認められるとき。
- (5) 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

2 解除に当たっては、当該農用地等の所有者との協議により所有者が管理経費を負担するなど、所有者が解除を希望せず、公社にとっても財政的な負担がない場合には、解除しないことも含めて検討するものとする。

(農用地等の利用状況の把握等)

第26条 公社は、貸し付けた農用地等が適正に利用されていない等の農業委員会からの通知や地域住民からの情報提供等があり、農用地等を適正に利用していないおそれがあると判断した場合には、賃借権の設定等を受けた者に対して農用地等を適正利用するよう指導を行うものとする。

2 公社は、農用地等を適正に利用していないとして法第21条第2項の規定により賃貸借、使用貸借又は農業経営の委託等を解除する必要があるか否かの判断を行う上で必要な限度において、報告書の様式や提出期限等を示した上で、書面により農用地等の利用状況の報告を求めることができる。

3 公社は、必要に応じて現地調査の実施等により状況を把握して、当該農用地等を適正に利用していないと認められるときは、県知事の承認を受けて、

当該貸付けに係る賃貸借又は使用貸借の解除をするものとする。ただし、特段の事情があると認められるときはこの限りでない。

(借賃及び貸賃)

第27条 公社が農地中間管理事業により農用地等を借り受ける場合における借賃及び貸し付ける場合における貸賃は、次のとおりとするものとする。

(1) 農地については、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の規定により農業委員会が提供を行っている借賃等の情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定した額を基本とし、公社が、所有者及び貸付先と協議の上、決定することを原則とする。

(2) その他の土地については、土地の種類毎に近傍の土地の借賃又は貸賃の額に比準して算定し、近傍の土地の借賃又は貸賃がないときは、近傍の用途が類似する土地について算定される借賃又は貸賃の額を基礎とし、当該土地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、公社が農地中間管理事業を実施することにより当該農業者の経営に支障を及ぼすことが見込まれる場合は、当該農用地等の従前の借賃及び貸賃を基本として算定した額とするものとする。

3 公社が借り受けるとき及び公社が貸し付けるときの賃料の支払の方法については、公社が所有者及び貸付先と協議の上、決定することを原則とする。

(農作業委託の委託費及び受託費)

第28条 公社が農業経営を受託するとき及び公社が農業経営の委託をするときの農業経営に係る損益については、委託者に帰属する。

基本的な農業経営に係る損益の計算式及び決済の方法については、「農業経営に係る販売金額（共済金等を含む。）」から「農業経営に係る受託経費（受託報酬を含む。）」を差引き、販売金額が受託経費を上回った場合は受託者から委託者へ、販売金額が受託経費を下回った場合は委託者から受託者へ差額を支払うことを原則とする。

具体的な損益の算定については、公社が委託者及び受託者と協議の上、決定することを原則とする。

2 公社が農作業を受託するとき及び公社が農作業を委託するときの委託料については、公社が委託者及び受託者と協議の上、決定することを原則とする。

(農用地等の一時的貸付け)

第29条 公社は、農用地等の管理費用の低減を図るため、第20条の規定により農用地等を貸し付けるまでの間、当該農用地等を一時的に貸し付けることができるものとする。

- 2 前項の規定により農用地等を貸し付ける場合には、第20条第1項の規定を準用する。
- 3 第1項の規定による貸付けの期間は、原則として1年以内とするものとする。

(農地中間管理事業に係る手数料の徴収)

第30条 公社は、農地中間管理事業の実施に当たって、以下の手数料を徴収するものとする。この手数料は、原契約を継承する者が契約名義人の変更を怠った場合や、期日までに支払いがなされなかったことにより、契約を履行した者との公平性を保つ為に徴収するものである。

- (1) 公社が借り受けている農地の所有者に相続が発生し口座が凍結されるなど、公社から賃料の振込が出来ない場合、賃料の振込を依頼した銀行から公社の口座へ振込もうとした賃料を戻す場合に掛かる費用に相当する額を、振込額から差し引いて振り込むことにより徴収するものとする。

ただし、賃借料が当該経費より少ない場合及び同額の場合は、当該年度の振込は行わないものとする。

- (2) 公社から農地を借り受けている担い手等から、指定する日に口座振替又は請求書により公社へ振込がなされない場合、再度請求書の発行に要する郵券や人件費等の経費を、当該年度の賃借料に加算することにより徴収するものとする。

(共有者不明農用地等の対応)

第31条 公社は、共有持分を有する者の一人が判明しており、かつ、2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができない農用地等について促進計画を定めようとするときは、農業委員会に対し、不確知共有者に関する情報の探索を要請するものとする。

- 2 公社は、農業委員会に対し不確知共有者に関する情報の探索を要請する場合は、定めようとする促進計画を併せて提出するものとする。
- 3 公社は、農業委員会から、不確知共有者のみなし同意（法第22条の4に規定する同意をいう。）の通知があったときは、当該農用地等に係る促進計画について県知事に認可申請を行うものとする。

(遊休農地への対応)

第32条 公社は、農地法第32条又は第33条に規定する利用意向調査において、所有者等が農地中間管理事業を利用する意思を表明した農地について、農業委員会から同法第35条に基づく通知があった場合、第10条に定める基準を踏まえ、当該農地を借り受けることが必要であると判断した場合には、当該農

地の所有者等に対し、当該農地に係る農地中間管理権の取得に関する協議を申し入れるものとする。

- 2 農地法第36条に基づき、農業委員会が農地中間管理権の取得について公社と協議すべきことを農地の所有者等に勧告した場合において、当該勧告を受けた者との協議が調わず、又は協議を行うことができないときは、公社は、第10条に定める基準を踏まえ、当該勧告に係る農地を借り受けることが必要であると判断した場合には、同法第37条の規定に基づき、県知事に対し、当該農地の農地中間管理権の設定に関し裁定を申請するものとする。
- 3 公社は、所有者等を確認することができない農地について、農業委員会から農地法第41条に基づく通知があった場合、第10条に定める基準を踏まえ、当該農地を借り受けることが必要であると判断した場合には、県知事に対し、当該農地の利用権の設定に関し裁定を申請するものとする。

## 第2節 農地貸付信託を行う場合の留意事項

### (貸付信託契約の締結)

- 第33条 公社は、貸付信託契約の申込みをしようとする者から、別に定める様式による貸付信託契約申込書の提出があった場合において、貸付信託の目的たるべき財産について調査し、貸付信託契約申込書の内容を審査した上で、これを適当と認めるときは、別に定める様式により貸付信託契約を締結するものとする。
- 2 貸付信託契約は、土地一筆ごとに締結するものとする。ただし、一の委託者が二筆以上の土地を併せて貸付信託する場合であって、貸付信託期間の終期が同一であるときは、これらの土地を包括して貸付信託の目的とし、一の貸付信託契約を締結することができるものとする。

### (貸付信託財産に係る費用等)

- 第34条 貸付信託財産についての公租公課、必要経費及び有益費（これらに係る償還金を含む。）、事務管理費、訴訟費用、損害賠償金その他の費用は、委託者又はその一般承継人の負担とし、公社は、当該貸付信託財産に係る賃貸料、補償金その他の貸付信託財産に係る収益金の中から支出するものとする。
- 2 公社が前項の費用を立て替えて支払ったときは、直ちにその弁済を委託者又はその一般承継人に請求するものとする。ただし、委託者又はその一般承継人から申出があった場合には、当該費用を立て替えて支払った後の貸付信託財産に係る収益金をもってその弁済に充てることができるものとする。
  - 3 公社は、貸付信託期間が終了した場合は、委託者又はその一般承継人に貸付信託財産を移転するとともに、貸付信託財産に係る収益金及び費用を精算

した上で、残額を委託者又はその一般承継人に支払うものとする。ただし、収益金の支払いについては、一定の期日を定め、その期日ごとに支払うことについて公社及び委託者の間で約している場合は、この限りでないものとする。

(貸付信託財産に係る損失のてん補)

第35条 自然災害等による貸付信託財産の損壊、滅失等によって委託者が被った損害については、公社は、その責任を負わないものとする。ただし、公社又は第17条の規定に基づき貸付信託財産の貸付けを受けている借受人の故意又は過失による場合は、この限りでないものとする。

(受益権の処分の制限)

第36条 公社が引き受けた貸付信託の受益権は、譲渡し、又は質入れをすることができないものとする。

(委託者等との協議)

第37条 公社は、次の各号に掲げるときは、遅滞なく委託者又はその一般承継人と協議の上、処理するものとする。

- (1) 貸付信託財産について多額の必要経費又は有益費を支出しようとするとき。
- (2) 貸付信託財産について法令による収用、交換分合等権利の得喪変更に関する事故が生ずることが明らかになったとき。
- (3) その他委託者又はその一般承継人にとって重大な関心があると認められる事実が生じ、又は生ずることが明らかになったとき。

(貸付信託契約等の変更又は解除)

第38条 公社は、委託者又はその一般承継人から貸付信託契約の変更又は解除の申込みがあった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申込みを承諾し、貸付信託契約の変更又は解除を行うものとする。

- (1) 前条の規定による協議が調わなかったため当該協議に係る委託者又はその一般承継人が解除の申込みをしたとき。
- (2) その他当該申込みの内容が相当であると認められるとき。

(貸付信託の終了)

第39条 公社への貸付信託は、以下の場合に終了するものとする。

- (1) 貸付信託の目的を達した場合

(2) 自然災害等による貸付信託財産の滅失等により貸付信託の目的を達することができなくなった場合

(3) 前条により貸付信託契約が解除された場合

2 公社は、貸付信託の目的が達せられずに公社への貸付信託が終了したとき又は終了することが明らかになったときは、遅滞なく、その旨を委託者又はその一般承継人に通知し、貸付信託財産の委託者又はその一般承継人への移転の方法及び時期、貸付信託財産に係る収益金及び費用の精算の方法、残額の支払い等の時期その他貸付信託の終了に伴う必要な事項について委託者又は一般承継人と協議するものとする。

(財産目録)

第40条 公社は、貸付信託契約ごとに、貸付信託を引き受けたとき及び貸付信託が終了したとき並びに毎年1回財産目録を作成するものとする。

2 公社は、委託者から請求があったときは、当該者に係る貸付信託契約の収支を明らかにした書類又は前項の財産目録を閲覧させ、又はこれらの書類につき説明を行うものとする。

#### 第4章 運営に関する事項

(農地中間管理事業評価委員会)

第41条 公社の理事長は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、県知事の認可を受けて農地中間管理事業評価委員会の委員を任命する。

2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を公社の理事長に述べるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、農地中間管理事業評価委員会の運営に関し必要な事項は、公社の理事長が別に定める。

(不適正な事案が生じた場合の対応)

第42条 公社は、農地中間管理事業の実施に当たって、個人情報情報の漏えいや賃料の誤收受等の不適正な事案が生じた場合には、事実関係の調査や原因究明、影響範囲の特定、影響を受ける可能性のある者への連絡、再発防止策の検討・実施・公表等を適切に行うとともに、速やかに県に報告し、必要に応じて指導を仰ぐこととする。

2 前項の発生事案に係る対応状況や再発防止策等について、農地中間管理事業評価委員会に報告し、評価を受けるものとする。

(事業計画等)

第43条 公社は、法第9条第1項の規定に基づき、毎事業年度開始前に、農地中間管理事業に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、県知事の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

2 公社は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書をインターネットを利用して公表するものとする。

3 公社は、法第9条第4項の規定に基づき、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度終了後3月以内に、知事に提出するとともに、これらをインターネットを利用して公表するものとする。

(区分経理)

第44条 公社は、農地中間管理事業以外の事業に係る経理と農地中間管理事業に係る経理とを区分して整理するものとする。

2 公社は、農地貸付信託事業を行っている場合には、他の農地中間管理事業に係る経理と区分して経理するとともに、農地貸付信託事業に係る経理においては、貸付信託契約ごとに、その収支を明らかにするものとする。

(帳簿の記載)

第45条 公社は、法第11条の規定に基づき、農地中間管理権を保有する農用地等ごとに、貸付条件、貸賃料の受領額及び受領の年月日、賃借料の支払額及び支払いの年月日その他必要な事項を記載し、これを10年間保存するものとする。

(事業の休廃止)

第46条 公社は、農地中間管理事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、県知事の認可を受けるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月19日から施行する。



附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）  
附則第5条及び第10条の規定により市町村が定める農用地利用集積計画によって、公社が農地中間管理権の設定等を受け、又は賃借権の設定等を行う場合の取扱いについては、第10条から第15条まで、及び第19条に定めるところに準じて行うものとする。